



戦後80年を迎えて

今年は、戦後80年という節目の年を迎えます。この機会に「平和」について改めて考えてみませんか。

問合先 総務人権推進課庶務人権担当

鶴ヶ島市平和都市宣言

平成二十四年三月三十日

市制施行二十周年にあたり、「鶴ヶ島市 子ども議会」が開催されました。子ども議会では、鶴ヶ島市の未来を担う児童代表により「わたしたちの平和宣言」が採択され、次のような誓いがなされました。

一 わたしたちは、一人ひとりの命と人権を尊重し、いじめや差別を絶対に許しません。

一 わたしたちは、地域の絆を深め、人を思いやり、助け合いながら地域活動に積極的に参加します。

一 わたしたちは、地域の人々と協力して、犯罪や事故のない、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちにします。

一 わたしたちは、自然を大切にし、緑を増やし、人と自然が共生できるまちにします。

一 わたしたちは、目に見えない「放射能」という怖さをもっている「原子力」のあり方についてみんなで考えていきます。

一 わたしたちは、戦争と核兵器のない、誰もが幸せに暮らせる平和な社会をつくりまします。

私たち鶴ヶ島市民は、この誓いを真摯に受け止めます。

平成二十三年三月の、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害とともに、いくつもの教訓を残しました。

人は自然を支配できません。人はもともと自然と共に暮らしてきたのです。自然界に存在しない放射性物質の拡散が、私たちの命と暮らしをここまで脅かすということ、改めて思い知らされました。

地域の絆は、今を生きる力の源です。支え合うぬくもりの中から明日が生まれ、争いによって希望は失われます。最も悲惨な争いである戦争と全ての核兵器が地上からなくなることは私たちの願いです。

私たち鶴ヶ島市民は、世界の人々と未来を生きる子どもたちに向けて、ここ鶴ヶ島市が、安心して暮らせる平和な社会の実現を目指す「平和都市」であることを宣言します。

平和都市宣言制定の経緯

平成23年8月に、市制施行20周年記念事業として開催された「鶴ヶ島市子ども議会」において、市内各小学校6年生の代表により、将来にわたる夢や希望が持てるまちづくりの実現に向けた「わたしたちの平和宣言」が採択されました。これを受け、市は平成24年3月30日に「鶴ヶ島市平和都市宣言」を制定しました。

事業

市の平和事業の一環として、原爆死没者に対し、哀悼の意を表すとともに、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを深く認識するため、平成24年度から、広島市主催により毎年8月6日に開催される平和記念式典（広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）に、市内各小学校6年生の代表8人を市民の代表として派遣しています。



多くの方に平和な社会の尊さを伝えるため、参加児童による報告会を開催します。

日時 8月23日(土)10時～

場所 西市民センター

平和首長会議原爆ポスター展

被爆の実相を伝えるポスターを通じて、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを感じる展示を開催します。

期日 8月4日(月)～15日(金)

展示場所 市役所1階ロビー

展示内容

・核兵器がもたらした被爆の実相

・折り鶴コーナー（平和を祈念して、鶴が折れます）

アオギリ二世の苗木を植樹



平和都市宣言の制定および広島市平和記念式典への児童派遣開始を記念して、平和への願いを込めたアオギリ二世の苗木を、市役所の敷地内に植樹しました。大きく成長したアオギリは、平和の尊さと命の大切さを伝えていきます。

Jアラート全国一斉訓練を行います

問合先 危機管理課防災危機管理担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。今回、国の主導により、このシステムを使用した全国一斉の情報伝達訓練を行います。

放送日時 8月20日(水)11時ごろ

放送内容 「(チャイム音)これは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、ぼうさいつるがしまです。(チャイム音)」

※ 放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう

※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金の請求書を受け付けています。

支給対象者 令和7年(2025年)4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない遺族(戦没者等の死亡当時)一人

対象となる人の順

- 1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と戦没当時に生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※ 戦没当時に生計関係を有していなかった方、令和7年4月1日時点で婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組している方は除く
- 4 上記3以外の①父母②孫
- ③祖父母④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等以内の親族で、戦没者等の死亡時まで1年以上生計関係を有していた方

支給内容 額面27万5000円、5年償還の記名国債

請求期間 令和10年(2028年)3月31日(金)

調整給付金(不足額給付)を給付します

問合先 給付金コールセンター ☎049・298・5277

令和6年度に実施した調整給付において、※当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付します。

※ 昨年夏、定額減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しています

不足額給付①

対象 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定し、令和6年分所得税および定額減税の額が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との差額が生じた方

受給方法 令和6年1月1日および令和7年1月1日時点で本市に住民登録があり、対象と思われる方には、7月下旬ごろから「支給のお知らせ」を送付しています。支給通知書に記載の振込口座に変更がなければ、手続きは不要です。ただし、確認書が届いた方は手続きが必要です。

また、令和6年中に本市に転入し、対象と思われる方には、8月下旬ごろから確認書を送付します。同封の記入例

を参考に、支給額などを確認の上、返信してください。

支給額 本来給付すべき所要額と当初調整給付額との差額

不足額給付②

対象 青色事業専従者、事業専従者(白色)または合計所得金額が48万円を超える方のうち、本人および扶養親族などとして定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

受給方法 対象と思われる方に、8月上旬ごろから「確認書」を送付します。同封の記入例を参考に、支給額などを確認の上返信してください。

支給額 1人当たり原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)

※ 所得税・個人住民税合わせてすでに定額減税しきれている方、または合計所得金額が1805万円を超える方は、調整給付の対象外です

申請期間 10月31日(金)まで

提出先 給付金コールセンター

ペットは責任をもって飼いましょう

問合先 生活環境課環境推進担当

ペットを飼う心がまえ

ペットに対する責任と社会に対する責任があることを認識しましょう。飼い主とペットが幸せに暮らし、近隣の人にも理解してもらえる飼い方が理想です。また、途中で飼うことをあきらめ、ペットを捨てることなく、命を全うするまで世話をしましょう。

飼い犬



・リードでつなぎ、いつでも行動を制止できる状態にする

※ 公園でリードを外した犬が人を襲う事例が発生しています。犬が怖い方・苦手な方も安心して暮らせるために、適切なしつけと管理をお願いします

・鳴き声、悪臭などで近隣の人に迷惑をかけないようにする

・散歩前に自宅排泄を済ませ、散歩中のふんは必ず持ち帰り、おしっこは水できれいに洗い流す

犬の登録



生後91日以上以上の犬の所有者は、飼い犬を市に登録し、交付された鑑札を装着することが義務づけられています。住所変更・飼い主変更・犬が死亡した場合も届出が必要です。

狂犬病予防注射

生後91日以上以上の犬の所有者は、

毎年4月1日から6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせ、交付された狂犬病予防注射済票を装着させることが義務づけられています。期間内に余裕をもって、各動物病院で予防注射の接種をお願いします。

自宅から犬の新規登録と狂犬病予防注射票の交付申請ができます

クレジットカードまたはPAYで決済のみ。別途郵送料110円が加算されます。

○犬の新規登録

手数料 3000円

鑑札は後日郵送にて送付



申込はこちら

○狂犬病予防注射済票

手数料 550円

狂犬病予防注射済票は、後日郵送にて送付



申込はこちら

飼い猫



・できるだけ室内で飼う
・トイレを家の中に用意して自宅で排泄させる

・飼い主を特定するため、首輪や名札などをつける



不妊手術のすすめ

猫は、生後6〜9か月で妊娠・繁殖が可能となります。年に3回以上の出産が可能で、一度に5匹程度産まれるとも言われています。産まれてくる命すべてに責任を持ち、きちんと世話をすることは簡単ではありません。無制限に繁殖させないためにも、避妊や去勢手術をできるだけ受けさせるようにしましょう。

犬についての相談

飼い犬が人をかんでしまったなどの問題が発生した場合は、直ちに保健所へ連絡してください。また、保健所では犬の飼い方(鳴き声、放し飼い)などで困っている場合、必要に応じて飼い主への指導を行っています。

問合先 坂戸保健所 ☎049・283・7815

猫についての相談

県動物指導センターでは、猫の正しい飼い方についての相談と指導を行っています。また、ホームページには猫の飼い方などについて詳しく掲載されています。

問合先 県動物指導センター ☎048・536・2465



県HPはこちら

犬・猫の飼い方についての啓発看板

犬・猫の適切な飼い方についての啓発看板を配布しています。看板をご希望の方は、生活環境課までお越しください。



看板見本はこちら

ひとり親自立支援給付金案内

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援するために、必要と認められた教育訓練講座を受講した場合、受講終了後に受講料の一部を支給します。

※ 必ず事前に相談が必要です

対象者

市内在住で、次の①から③までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方

① 20歳未満の児童を扶養している方

② 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

③ 受講される講座が仕事に必要な方

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※ 厚生労働省ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をご確認ください



厚生労働省HPはこちら

支給金額

経費の60%相当額を支給します。

※ 支給額が1万2000円を超える講座を対象とし、支給上限額は20万円です

※ 専門実践教育訓練給付金の指定教育講座を受講する方は「40万円×修業年数」が上限です

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に支給されます。

※ 必ず事前に相談が必要です

対象者

市内在住で、次の①から④までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方

① 児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準の方

② 20歳未満の児童を扶養している方

③ 就業または育児と、修業との両立が困難と認められる方

④ 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方

ひとり親家庭への医療費助成・手当

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

対象資格

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの国家資格、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格などのデジタル分野などの民間資格

支給金額

① 訓練促進給付金（修業期間中（上限48か月）に給付）

↓ 毎月7万500円（市民税非課税世帯の場合は毎月10万円）

円）、最終学年在籍時は、毎月11万500円（市民税非課税世帯の場合は毎月14万円）

② 修了支援金

↓ 養成機関を終了した際に、2万5000円（市民税非課税世帯の場合は5万円）



自立支援教育訓練給付金の詳細はこちら



高等職業訓練促進給付金の詳細はこちら

ひとり親家庭などを対象に、ひとり親家庭等医療費助成制度や、児童扶養手当の制度があります。

対象 対象児童の属する、ひとり親家庭または準ずる家族（所得制限あり）

期間 対象児童が18歳（一定の障害がある場合は20歳）に達した日の属する年度の3月31日まで

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭などの保険診療の一部負担金を助成します（医療保険加入者が対象）。

児童扶養手当

こどもの人数や所得などに応じた手当を支給します。

児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当の認定を受けている方（手当支給停止中の方を含む）は、現況届の提出が必要です。

現況届は、年1回、手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。

提出がない場合は、11月分以降の手当が受けられなくなります。

手続きが必要な方には案内を送付しますので、記載されている必要書類を持参の上、8月中にこども支援課窓口にお越しください。



テレビなどの処分方法について

問合先 生活環境課環境推進担当

特定家庭用機器の処分方法

特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、ごみ集積所には出すことはできませんので、次の①～③のいずれかの方法で処分してください。

①買ったお店または、買い替えるお店へ相談し、処分する

②自分で指定引き取り場所へ持ち込む

・郵便局で「家電リサイクル券」を購入する（廃棄物1台に付き、券1枚）

・指定引き取り場所（※1）に連絡し、搬入受付日時を確認し搬入する

③業者に引き取りに来てもらう（別途料金を支払う）

・②と同様に家電リサイクル券を購入する

・特定家庭用機器取扱業者（※2）へ依頼する

リサイクル料金

リサイクル料金は、メーカーや機種によって異なり、（二財）家電製品協会家電リサイクル券センター ☎0120・319640、またはホームページで確認できます。また、郵便局にある備え付けの

冊子「リサイクル料金一覧表」でも確認できます。

パソコンの処分方法

パソコンは、集積所や川角リサイクルプラザでは処分できません。宅配便による回収を利用するか、メーカーに回収を依頼するなど、次の①または②の方法で処分してください。

①宅配便による回収

市は、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン(株)と5月に協定を締結しました。リネットジャパン(株)では宅配便による使用済みパソコンなどの回収を行っています。

②パソコンメーカーによる回収

各メーカーに問い合わせてください。メーカーが不明の場合や倒産・撤退した場合は、パソコン3R推進協会に問い合わせてください。



詳細はこちら



詳細はこちら

※1 指定引き取り場所(本市から最寄り) (50音順)

業 者 名	住 所	電話番号
東上通運(株)川越リサイクルセンター	川越市松郷886-9	☎049・272・7750
日本通運(株)川越事業所	川越市南大塚6-37-3	☎049・249・0201

※2 特定家庭用機器取扱業者 (50音順)

業 者 名	住 所	電話番号
加藤商事(株)	川越市上寺山4-1	☎049・222・5957
グリーンシステム(株)	鶴ヶ島市高倉1217-5	☎049・287・2203
(株)クリーンネス藤原	日高市田波目581-3	☎042・978・9151
(有)興伸	川越市安比奈新田263-3	☎049・232・0694
(株)坂戸公衛社	坂戸市中富町1-12	☎049・281・0435
笹沼商事(株)	坂戸市花影町7-7	☎049・281・4420
(株)シマザキ	川越市鹿飼333-3	☎049・222・4474
(有)城西紙業	毛呂山町下川原886-1	☎049・295・2046
(有)正和清掃社	坂戸市八幡1-3-42	☎049・281・1678
太盛運輸(有)	川越市岸町3-19-5	☎049・242・1168
毛呂山清掃(株)	毛呂山町大類522-1	☎049・294・0459
(有)安川商事	毛呂山町前久保378	☎049・294・4411
山本商店	毛呂山町中央3-37-23	☎049・295・0435

特別児童扶養手当の所得状況届について

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

特別児童扶養手当を受給している方は、8月中に所得状況届の提出が必要です。この届は、引き続き手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。

提出がない場合は、8月分以降の手当を受給できませんので、必ず提出してください。なお、支給停止中の方も必ず

提出してください。

手続きが必要な方には案内を送付しますので、記載されている必要書類を持参の上、障害者福祉課の窓口にお越しいただくか、郵送での提出をお願いします。

提出期限 8月29日(金)必着

交通事故被害者のご家族への援護金について

問合せ先 生活環境課交通安全・防犯担当

給付対象者

令和6年4月1日以降、交通遺児など(※)となった県内在住の18歳以下の方

※ 18歳以下で、保護者(一方または双方)が交通事故(陸海空すべての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った方

給付額

こども1人につき10万円(1回のみ)

給付時期

11月または令和8年5月

申請方法

市役所や学校などで配布する申請書に記入の上、期限までにみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063さいたま市浦和区高砂2-12-10

☎048・822・0191

へ郵送または持参してください。

申請期限

11月給付分は8月29日(金)まで、令和8年5月給付分は令和8年2月27日(金)まで

問合せ先

埼玉県交通安全対策協議会

☎048・825・2011

埼玉県防犯・交通安全課

☎048・830・2955



パスポートのオンライン申請について

問合せ先 若葉駅前出張所パスポートコーナー ☎049・272・5622

パスポートの申請は、マイナンバーカードとスマートフォンを使用し、マイナポータル上でオンライン申請をすることができ、窓口に行くのは、原則としてパスポートを受け取る時の1回だけです。

また、3月から、戸籍の提出が必要な場合、オンライン上で添付し提出することができるようになりました(戸籍の内容に異動がある場合を除く)。

用意するもの

- 有効な署名用電子証明書および利用者用電子証明書が搭載されているマイナンバーカード(全員)
- マイナポータルアプリ対応スマートフォン
- 現在有効なパスポート(お持ちの方)

可能な手続き

- 新規申請(初めての取得など)
- 切替申請(有効期間1年未満で記載事項に変更がない場合)
- 査証欄余白なし(見開き3ページ以下、記載事項に変更がない場合)

・記載事項変更(氏名、本籍地都道府県名など)が変更の場合

- 紛失、焼失、盗難
- 居所申請(本市に居住していて通勤・通学を理由とする場合)

※ 受け取りの際に、パスポート発給手数料をお支払いいただきます

※ オンライン申請の場合、紙申請の場合よりも手数料が安くなります

※ 15歳未満のオンライン申請は、親権者の代理提出のみ可能です

詳細は県ホームページパスポートオンライン申請をご覧ください。

県HPはこちら



三宅島の豊かな自然に触れてみませんか～三宅島こども自然環境体験プログラム～

問合先 生活環境課環境保全担当

参加児童を募集します

雄山を中心に360度海に囲まれ、壮大で豊かな自然があふれている三宅島。自然の豊かさや厳しさを肌で感じながら、環境のことを考えてみませんか。

行程(予定) 下表のとおり

対象者

市内在住の小学5年生または6年生

定員

6人(応募多数の場合抽選)

参加費用

無料(お土産代や追加の飲食代、緊急対応時に必要な経費などの実費は参加者負担)

参加条件

・児童のみで参加できること
・参加後に体験レポートを作成、提出すること など

※ 詳細は市ホームページをご確認ください

保険、緊急時対応など

悪天候や火山活動の影響などにより、船の出港や島内活動ができないと認める場合は、中止となる場合があります。

応募方法

8月31日(日)までに専用フォ



1月から(結果は9月5日(金)までにメールで通知)

希望者向け説明会

日時 8月9日(土)10時

場所 市役所1階会議室

※ 筆記具を持参の上、直接会場へお越しください

参加者向け説明会

参加児童決定後の顔合わせを兼ねた説明会です。参加が決まった場合は、必ずご参加ください。

日時 10月4日(土)13時

場所 市役所1階会議室

※ 詳細は、参加児童決定後に個別で通知します

埼玉西部環境保全組合職員募集

問合先 埼玉西部環境保全組合庶務室 ☎049・298・1600

埼玉西部環境保全組合は、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町および越生町の廃棄物行政を担っている地方公共団体です。焼却施設およびリサイクル施設の運営管理、廃棄物処理と資源循環に関する企画・立案などの仕事をしていきます。

募集職種 事務職

採用予定人数 若干名

応募資格

1 既卒者対象(職務経験不問)

平成5年4月2日以降に生まれた方で、令和7年3月31日までに大学、短期大学または高等学校を卒業した方

2 新規学卒者対象

大学、短期大学または高等学校を令和7年4月1日以降に卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みの方で、平成5年4月2日以降に生まれた方

申込期間

8月1日(金)～29日(金)

※ 郵送(8月29日(金)必着)または持参(土・日曜日を除く)

第1次試験日 10月5日(日)

※ 詳しくは、埼玉西部クリーンセンターおよび川角リサイクルプラザで配布する募集案内または組合ホームページをご覧ください

組合HPはこちら



行程(予定)

10月24日(金) 18時ごろ 市役所集合
↓貸切バスで移動
22時30分 竹芝客船ターミナルを出発(船内1泊)

10月25日(土) 5時 三宅島到着

島内 1 日目

三宅島緑化プロジェクト
(植林地整備、ビーチ清掃)

10月26日(日) (民宿で1泊)

島内 2 日目

ジオスポットめぐり
(火山体験遊歩道、メガネ岩など)

13時45分 三宅島出発
19時50分 竹芝客船ターミナルに到着
↓貸切バスで移動
22時ごろ 市役所到着・解散



申込はこちら



市HPはこちら